

愛媛県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画

令和8年4月1日
愛媛県後期高齢者医療広域連合長

愛媛県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ただし、必要に応じて計画の見直しを行う。

2. 対象

本計画は、愛媛県後期高齢者医療広域連合長が任命する職員を対象として策定する。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき県内の市町から派遣される職員については、本務となる派遣元の市町が、法第19条の規定に基づき作成した特定事業主行動計画において対象とする。

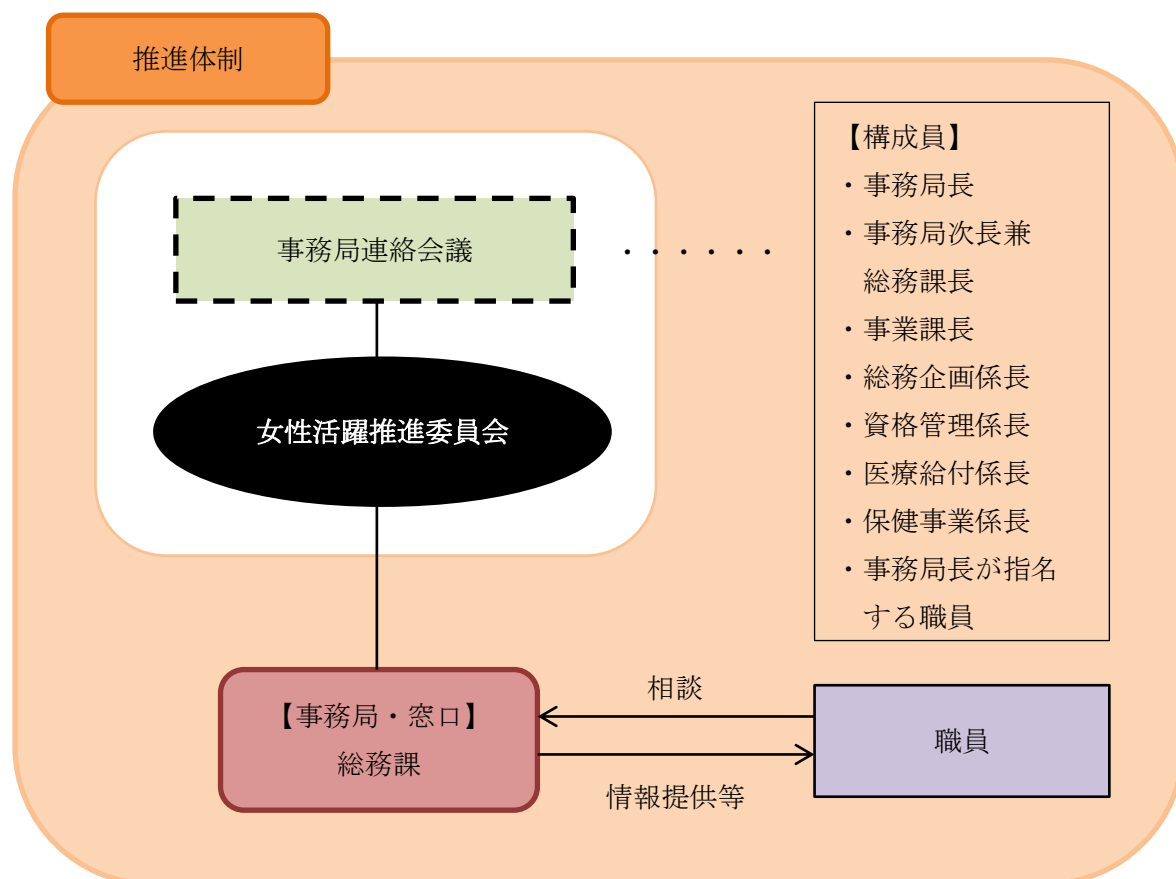
3. 計画の推進体制

(1) 組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合女性職員活躍推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、本計画の策定・変更等について協議を行う。

委員会は、当広域連合事務局の意思決定機関である事務局連絡会議の構成員をもって構成する。

(2) 本計画推進のための事務局は、総務課とする。

(3) 女性職員の活躍推進を支援するための相談・情報提供等を行う窓口を、総務課に設置する。



4. 計画の実施状況の公表

本計画による取組の実施状況は、法第19条の規定に基づき、年1回公表する。

5. 当広域連合の状況

(1) 職員の任用の状況

	総数	うち女性職員数	女性職員の割合
在籍職員数	13名	12名	92.3%

※令和8年3月31日時点

	総数	うち女性職員数	女性職員の割合
受験者数	13名	12名	92.3%
採用者数	8名	8名	100.0%

※令和7年4月1日～令和8年3月31日に試験を行ったもの。

※再採用（職員であった者を選考により再び採用すること）により採用された者を除く。

(2) 時間外勤務の状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

会計年度任用職員の時間外勤務実績の合計は、13時間であった。

(3) 育児休業取得状況

会計年度任用職員のうち、育児休業の取得対象となる者はいなかった。

(4) 男性職員における育児参加のための休暇等取得状況

会計年度任用職員のうち、男性職員における育児参加のための休暇等の取得対象となる者はいなかった。

(5) 各種ハラスメント対策の整備状況

総務課に相談・情報提供等を行う窓口を設置。

令和7年度中、各種ハラスメントに関する相談実績はない。

(6) 年次有給休暇取得状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

国の指針である「当該年に5日以上の取得」を達成している。

付与日数	取得日数	平均取得日数	取得率
236日	225日	18日	95.3%

※ 令和8年3月31日現時点で在籍している職員のうち、年次有給休暇の付与日数(繰り越し分を除く)が10日以上ある職員

(7) 研修の男女別の受講状況

公平な研修受講機会を付与しており、性別による差異は設けていない。

6. 女性の活躍推進に向けた数値目標及び取組内容

令和12年度までに当広域連合が達成しようとする目標と実施する具体的

な取組を以下のとおり定める。

(1) 業務時間の遵守

目標：時間外勤務時間を0時間とする。

取組：毎週水曜日を『ノー残業デー』とする等、定時退庁しやすい職場環境づくりに努める。

人員配置や事務分担を見直し、業務の効率化・適正化を図る。

(2) 年次有給休暇の取得率向上

目標：年次有給休暇取得率90%以上を維持する。

取組：所属長が取得状況を把握し、積極的な取得を呼びかける。

(3) 各種ハラスメント対策の整備

目標：相談窓口周知率100%

取組：相談窓口について掲示板・周知を行う。

事案発生時には迅速かつ適切な対応に務める。

所属長は、職場環境に十分な注意を払い、ハラスメントの兆候を早期に把握するなど、不適切な言動を見逃さない体制を構築する。

(以上)